

京都市消防局公舎規程

平成 2 1 年 3 月 5 日
京都市消防局訓令乙第 3 号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局公舎規程を次のように定める。

京都市消防局公舎規程

(種別及び名称)

第 1 条 京都市公舎管理規則（以下「規則」という。）に定める公舎として、京都市公舎管理規程（以下「規程」という。）第 2 条の規定により消防局長が管理事務を行う公舎（以下「消防局公舎」という。）の種別及び名称は、別表のとおりとする。

(補則)

第 2 条 この訓令に定めるもののほか、消防局公舎に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 3 0 日京都市消防局訓令乙第 3 号）

この訓令は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 3 0 日京都市消防局訓令乙第 9 号）

この訓令は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日京都市消防局訓令乙第 4 号）

この訓令は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙 2 1 号）

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 1 1 号）

この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 5 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 2 0 日京都市消防局訓令乙第 1 号）

この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第1条関係）

種 別	名 称
職 員 公 舎	本部指揮者公舎（西ノ京消防職員待機宿舎内に設ける。）
	北、上京、左京、中京、東山、山科、下京、南、右京、西京及び伏見消防署長公舎
	醍醐消防分署長公舎
	東京公舎
職 員 寮	元町、西ノ京、太秦及び御室消防職員待機宿舎